

## 声 明

東京地裁「振替加算支給もれ裁判」第三次訴訟の勝利解決にあたって

2021年2月8日  
全日本年金者組合  
中央執行委員長 金子 民夫

東京地裁で争われていた事件番号令和2年（行ウ）第239号・276号・277号・278号の請求事件（所謂「振替加算事件」）についてこれまで会計法上の時効適用によって支払いを拒否していた部分について、2020年10月15日4名の受給者それぞれに支払いが行われ、また2021年1月20日付けで国側より支払った経過を説明する準備書面が三次にわたる裁判の中で初めて提出されました。これを受け4人の原告と弁護士で協議の上裁判を終結させることを決めました。

完全勝利です。

今回の4名を含め、裁判を通して7名の受給者に対する不当な「時効援用」はすべて取り消され65歳に遡って支払われることとなりました。

また2020年5月28日参議院厚生労働委員会にて、倉林明子議員に対し加藤厚生労働大臣（当時・現官房長官）は「年金機構に個別に御相談いただいた場合には、よくその申出の内容に関する資料も頂戴した上で丁寧に相談をして対応していくよう」「年金機構に引き続き指導していきたい」として不当な時効扱いを審査・訴訟を起こさずとも解決する道が開かれました。

この答弁の後、今まで提訴を躊躇していた受給者やこの内容を知った受給者が年金事務所を訪問し、「別紙3号」と表示された聞き取り書に「夫に加給金が付いていたこと・自分が65才の時に振替加算の問い合わせが無かったこと・ずっと一緒に生活していたこと」などを記載し、申し立てをした受給者に「時効扱いを取り消す」との連絡がありました。

そもそも、この問題は、厚生労働省が平成29年9月13日に示した「振替加算の総点検とその対応」に基づき、その「支給済みが判明した方への対応」に述べられているように、「時効の援用はおこなわない」との原則に沿った対応を厚生労働省が日本年金機構に事務を行わせず、「本人の帰責性」（本人に責任がある）と言う例外規定を持ち込んだことに根本要因があります。

年金請求時の、聞き取りの不十分さ・提出書類の指示の不十分さ、また65歳時に振替加算の有無の確認を怠った行政上の不手際を棚にあげて、「本人の帰責性」との理由をつけて社会保険審査官・同審査会で不当な時効扱いを是認してきました。

この間の裁判・年金事務所への申し立てを通して「不当な時効扱い」の不合理性と不当性が明らかになりました。

「振替加算支給もれ」について、年金者組合は2018年以降、年金受給者から相談を受け、弁護士、社会保険労務士、年金実務経験者などと協議を重ね、一貫して支援し、相談をしてきました。

この間の年金者組合への相談のなかで、「時効扱いを取消す」と連絡を受けながら不幸にも亡くなられた受給者もありました。

ことは急を要します。国はこれまでの裁判結果・申し立ての結果を踏まえ、すべての対象者の「時効援用」を直ちにやめ、個別受給者が年金機構に申し出なくとも行政の責任で全額の支払いを行うよう強く要求するものです。

以上